

平成22年度大阪府森林審議会
森林保全整備部会（第1回）会議録

日 時 平成22年12月17日（金）午後2時～午後4時

場 所 ホテルプリムローズ大阪2階「鳳凰東」

大阪府森林審議会第1回森林保全整備部会

平成22年12月17日

【司会（栗波主査）】 皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府森林審議会第1回森林保全整備部会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の栗波と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会には委員8名中8名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第6条第4項に基づき、本部会は成立してありますことをご報告申し上げます。

なお、本日の部会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。お手元に配付させていただいております資料をごらんください。

まず、一番上でございますが、整備部会の次第でございます。続きまして、大阪府森林審議会規程でございます。続きまして、本整備部会の配席図となっております。続きまして、「新たな森林保全システムの構築について諮問」の写しでございます。資料1と右肩に書いてございます「新たな森林保全システム化の検討」という資料でございます。続きまして、右肩に資料2としまして、「第73回大阪府森林審議会、意見に対する府の考え方」でございます。次に、資料3としまして、大阪府森林審議会予定スケジュールでございます。最後に、「大阪の森林と林業」という冊子をお渡ししております。お配りしております。

以上、皆様、ございますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、田川みどり都市環境室長からごあいさつ申し上げます。

【田川みどり・都市環境室長】 大阪府みどり・都市環境室長の田川でございます。

本日、大阪府森林審議会、11月に改選がございまして、改選後第1回の森林保全整備部会ということで、開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆さんにおかれましては今回の保全整備部会委員へのご就任をご快諾いただいております。誠にありがとうございます。また、年の瀬も押し迫ってまいりましたけれども、公私ともお忙しいと思うのですが、こういった中、ご出席を賜りましてまことにありが

とうございます。

さて、本年の9月に知事から新たな森林保全システムの構築ということで、本審議会に諮問をさせていただきまして、この審議につきまして、森林保全整備部会の方で来年の9月、夏場をめどに集中的にご審議をいただくことになったところでございます。この間、9月に諮問させていただいて、11月に改選もございまして、第1回目の森林整備部会が少しずれ込んでおりますので、ご審議いただく時間が非常にタイトなところがあるかと思っておりますが、ひとつよろしく願いいたしたいというふうに考えておるところです。

委員の皆様にご意見として従来の森林整備だけでなく、木材利用の面にも着目して、総合的な視点でシステムの構築を行うべきだというご意見を賜っております。そうした中で、去る11月26日に37回の森林審議会が開かれたわけでございますが、そのときに木材流通に造詣の深い株式会社紅中の中村社長さんをお招きしまして、木材流通のトレンドでございますとか、改革の方向について貴重なご意見をちょうだいしまして、皆様方も意見交換をしていただいたところでございます。また、中村社長並びに、先般の委員の皆様のご意見も踏まえまして、これからの施策展開におきましては川上は川下を、川下は川上をと、お互いに意識し、その情報を共有し合う中で環境をつくっていくということが重要であろうというふうに認識をしておるところでございます。事務局といたしましても、ちょうだいいたしましたご意見、また現在国の方でいろんな制度改正に向けた動きが進んでおるわけですが、こういう動きも注目をしながら、今後の検討に向けて資料の準備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方にはぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、これは私どもの環境農林水産部の目玉施策といえますか、新たな森林の保全制度を構築するというのは、部長のマニフェストの中にも重要な位置づけにされておりましたので、ぜひともこれをやっていかなければならないというふうに思っておりますので、忌憚のないご意見をたくさんいただきまして、よりよい施策につながるようということで、よろしく願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

【司会（栗波主査）】 ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

増田委員、部会長でございます。

【増田部会長】 府立大学の増田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（栗波主査）】 奥野委員でございます。

【奥野委員】 奥野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（栗波主査）】 越井委員でございます。

【越井委員】 越井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（栗波主査）】 小杉委員でございます。

【小杉委員】 小杉です。よろしくお願いいたします。

【司会（栗波主査）】 坂野上委員でございます。

【坂野上委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会（栗波主査）】 古川委員でございます。

【古川委員】 はい、よろしくどうぞお願ひいたします。

【司会（栗波主査）】 水原委員でございます。

【水原委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会（栗波主査）】 吉田委員でございます。

【吉田委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会（栗波主査）】 ありがとうございます。

以上でご紹介のほうを終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

大阪府森林審議会規程第6条第4項によりまして、増田部会長に議事進行をお願いしたいと思ひます。では、増田部会長、よろしくお願いいたします。

【増田部会長】 それでは、今まで、森林審議会は、古川会長が部会長を務められると

ということで、ということで一部会委員として、お役に立たせていただいていたのですが、規程で会長と部会長をかえるということで、仰せつかりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これから会議を始めますけれども、その前に本日の署名人ですけれども、議事録署名の方、越井委員と吉田委員のお二人にお願ひしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。きょうは第1回目ということで、議事は新たな森林保全システム化の検討についてということになっておりますけれども、主には現状と課題、今後の論点というあたりをきょうは主に議論するのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速ですけれども、事務局のほうから、議題1についてご説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【塩野総括主査】 みどり推進課の塩野と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1をごらんいただけますでしょうか。本日の議事、新たな森林保全システム化の検討ということで、目次にありますように、本日は大阪府におけます森林・林業の現状と課題、そして国の現在の制度改革の姿と、最後に論点の部分についてお話をさせていただきます。

まず、大阪府におけます森林・林業の現状と課題でございます。本日の項目、こういった形で、まず保全制度、そして森林資源の構成、あと人工林や天然林、それぞれにおけます現状と課題、そして府民協働によります取り組みについてお話させていただきます。

まず、森林の保全制度の現状ということでございますけれども、今ごらんいただいておりますのは、大阪府下で、ちょっと色がわかりにくいかとも思うのですが、やや紫色で着色された地域、森林区域になっておりまして、その中で、薄青い色、これは保安林の位置を示させていただいております。大阪府は森林区域が5万5,154ha、府域の約3割が森林となっております。そのうち、府域面積のうちで、現在保安林に指定されている面積が1万6,409ha、これは府域の8%となっております。また、規制区域の状況としましては、大阪府下では国定公園、それから府立自然公園といった自然公園区域がございます。これが約1万9,000ha、そして近郊緑地保全区域、これが3万3,580haということになっ

ております。色分けさせていただきますと、凡例で見えていただけますように、自然公園区域は箕面と、あと生駒山系、和泉葛城山系、それから、北摂にも府立自然公園という指定地域がございます。こういった保全区域で指定されておる状況でございますけれども、それ以外に、森林法では、森林法の第10条の2に基づきまして、林地開発許可という制度がございます。これは1haを超えます面積の開発行為をする際は、大阪府知事の許可が必要になるということで、手続をとっていただく必要があるのですけれども、逆に1ha以下のものにつきましては、現行制度では伐採届けという形で、届け出の制度となっております。これにつきましては、適正な森林施業の実施と森林資源の管理というのを目的にしておる、いわゆるその市町村への届け出の制度となっております、特にこれに関して技術基準というのは設けられておりません。こういった1ha以下の開発につきましては、先ほど述べました林地開発許可制度の適用がありませんので、例えば他用途に転用するというふうなことを防止するような指導ができない。また、この届けに関しての技術基準が現行ございませんので、開発行為による災害発生のおそれがあるといったようなこともありまして、先ほど見ていただきました保安林の区域、あるいは林地開発許可、国定公園、自然公園法の特別地域と、こういったいろいろな法令によります規制のかからない地域での森林の開発について、特に保全を図っていく必要があるというふうに考えております。

一方、大阪府の森林資源の構成でございます。これは平成19年8月時点での調査の数字ですので、ちょっと古いデータにはなるのですけれども、大阪府域の面積は、5万6,500haございまして、民有林がそのうち5万5,000haとなっております。こういった構成になっておりまして、大阪府では平成19年に放置森林対策行動計画を策定いたしまして、放置されております人工林や竹林を対象として整備を進めていくという計画を立て、これに基づいて対策を講じているところでございます。これにつきましては、今あります、その構成の色の塗ってある部分、人工林の中でも手入れが必要な森林、さらには放置人工林、これが当時で4,600haほどあると推測しているのですけれども、この部分と、あと放置された竹林の2,700ha、これを対象として行動計画の中で対策を打っていかうということで現行対策を進めているという状況でございます。

こういった人工林の対策をしている中での現状と課題でございますけれども、まず一つ目は森林造成事業についてでございます。この表は平成17年度からの森林造成事業、特に間伐の実施面積の推移を示しております。色の塗り分けはの中で現在、平成21年度から23年度にかけては定額の助成事業というのがございまして、そういったものを利用

して、それは赤の部分です。あと、一定所有者の方に負担もある造林補助事業、それから保安林で事業を進めております治山事業、そしてその他ということで色分けさせていただいております。上の点線で1,017haというところで、ラインを入れさせてもらっているのですが、これは先ほど申しあげました放置森林対策行動計画、これの前期の目標量、前期は6年間の期間があるのですけれども、それを単年度で割り振りますと、1,017haという数字になりまして、おおむねこのラインでの面積を計画上はこなしていく必要があるということになっておりまして、平成21年度に関していえば、この平均量を上回る1,204haの間伐を実施しております。この定額の助成事業が平成21年度から特に始まっているという中で、これは24年度以降、事業がなくなりますので、その際の間伐事業の予算や実施制度が今後の課題となるかと思えます。これを見ていただきますと、ちょっと薄い黄色なのですけれども、治山事業で間伐を実施している割合も結構ございます。この平成19年から21年度の治山事業によります間伐の実施量、これは総間伐量の約26%を占めております。この治山事業と申しますのは保安林、あるいは保安林の予定地内で事業を実施するものでございます。先ほども、府下の一覧表をみていただきましたけれども、保安林の指定状況としましては、昭和63年以前に比べまして、平成元年以降の指定面積が緩やかな増加傾向を示しております。平成21年度末の保安林の指定面積は1万6,409ha、先ほど述べさせていただきました。先ほどは府下全体の面積で8%というお話をさせていただきましたが、府域の森林面積の中での割合を言いますと約29%、3割ほどの森林が保安林に指定されているという状況にはございますけれども、所有境界が不明であったりとか、あるいは保安林に指定することによります公用制限、これが発生するなどの理由によりまして保安林の指定が進みにくいという状況もございます。

こちらは、造林の面積と木材価格の推移ということでございます。平成2年からの、これはスギやヒノキ、あるいは広葉樹も含めた植栽、造林の面積の推移を示しております。これと比較して、全国の木材価格の推移と合わせて、重ね合わせてみた表でございますけれども、造林面積も木材価格も長期的に減少・低下で推移をしているという傾向がございます。平成16年には、がくっと造林面積が減っておるのですけれども、これは平成の初めから比べますと10分の1ほどまでに落ち込んでいます。このあたりは、主伐の手控えによりまして、今後、森林としましては長伐期化が進行していくんじゃないかと。林業経営の意欲が低迷している、あるいは所有者の方の無関心というのがあらわれているということで、今後さらなる不活発化といえますか、面積の低下が予測されるのではないかなと

いうふうに考えておりました、今後、林業経営にいかに関心を向けていくか、所有者さんの関心を向けていくかということが課題になると考えております。

続きまして、担い手の現状でございます。こちらのグラフは大阪府の保有山林規模別の林家数の推移と林業就業者の数の推移を示しておるグラフでございます。左側のほうは、保有山林規模別の林家数でございます。注意していただきたいのは昭和35年からの推移を書かせていただいておりますけれども、平成12年、17年は統計データ的に0.1haから1haの山林の所有規模の林家数というのが、カウントされておらず、平成12年からは1ha以上の林家の方の世帯数の調査に変更されております。従いまして、12、17で紫色で書いておりますのは、これはあくまで数字はわからないのですけれども、少なくとも昭和35年から長期的に見ますと、平成2年までかけてみますと、0.1から1haという小規模な規模の山林をお持ちの林家の方の数が増えているという傾向が明らかかと思えます。この直近のデータは集計されておらず、具体的な数字はわからないのですけれども、少なくともこのぐらいの規模の方の林家の方がおられるのではないかと、推測されると考えております。また、右側の数、これは国勢調査で林業従事者数の推移を示しておりました、平成17年では209人まで落ち込んでおります。折れ線グラフのほうは、そのうちの50歳以上が占める割合でございます、これはほぼ60年ぐらいから50歳以上の方の占める割合というのはほぼ横ばいで推移しているという状況になります。現状のところは、今、お話させていただいたような形で、平成2年で見ましても、約8割が0.1haから1haの小規模の林家で占められているという状況があります。就業者も先ほど申し上げましたように、あるいは55年から見ましても25年間で3割程度まで落ち込んでいるという状況があります。

こういった状況の中で、大阪府としましては、先ほど申し上げました行動計画に基づいて森林再生機能重点地域という地域の指定をさせていただきまして、その中で森林所有者の集約化を進めながら間伐の重点実施を進めておるという状況でございます。また、担い手ということでいいますと、新規就労者の確保を図るための国の緑の雇用担い手対策事業というのがございますけれども、こういった事業の実施に当たっての支援等も実施しております。参考ですが、大阪府内での新規の林業就業者数はそこに書かせていただいておりますように、平成21年では10名、今年度は8名になる予定というふうになっております。こういった中で、保有山林の小規模な所有者さんが多いということで、一定規模での面的な整備を進めていくためには施業の集約化、これに向けた地域の合意形成を図ってい

くということが必要になるかと考えております。また、森林所有者の施業意欲を引き出すための、例えば施業の提案を積極的に行っていくというような提案をできるようなそういう施業プランナーというふうな言い方をしているのですが、こういったような人材の育成確保も必要かと考えております。また、その森林所有者さん自身に対しても、施業への意欲喚起を図るなどの、林業の後継者の方々の確保、こういったことも必要になっていくかと考えております。

続きまして、木材の利用についてでございます。これは山から、木材の流れを示しておるグラフで、森林審議会でも何度かお示しさせていただいておりますけれども、平成21年度で、1,200haの間伐をしております、ここは試算でございますが、間伐によります総材積が約3万6,000m³ほどになるとしております。実際に、その中で山から搬出されている木材というのは、約4,000m³ほどとなっております、搬出の割合は間伐の面積に対して約1割ぐらいというふうになっています。そのうちの約3,500m³ほどは、主に製材用ということで、これは森林組合の施設ですけれども、原木の市場のほうで取引されている、あるいはそれ以外ですと、合板用であったり、あるいはパーティクルボードであったり、あるいはペレットや燃料用チップ、こういったような用途に使われているという実情がございます。ただ、左の下のほうを見ていただきますと、木材の搬出の経費とございますのが、大体1万2,000円ぐらいかかっております。内訳はそこにありますように、間伐にかかる経費、それから造材と言いまして、小切りにしまして集積をしてというふうなものにかかる経費、そしてトラックで運搬する経費というのがあるのですが、これは特に道沿で機械による積み込み、搬出がしやすい場所でこのぐらいの経費でございますので、例えばもっと奥地であったり急傾斜地というところになりますと、搬出経費がもっとかかるというふうに考えています。見ていただきますと、価格的にも、例えば原木の市場ですと、平均価格、m³当たりヒノキで2万2,000円、スギで1万500円ほどとなっております。このコストと比較しましても、ヒノキでしたら元が取れるとなるのですが、スギでは元が取れないということになります。また、それ以外の用途の部分も価格、引き取り価格と比べていただきますと、なかなか非常に厳しい状況になるのかなというふうに考えております。

これは、木材の流通の部分で、特に木材の需要が多い住宅用材を例に考えてみますと、住宅用材をめぐる現状としましては阪神淡路大震災以降、平成12年に住宅の品質確保の促進等に関する法律、いわゆる品確法というのが、施行されております。こういった

中でも、住宅性能表示制度であったり、10年間は瑕疵担保の責任がありますよというふうなことが規定されるというふうなことの動きがありました。また、住宅工法そのものの合理化でありますとか、あるいは大工さん、従来工法によります大工さんというのが減ってきていると。こういったような現状などから、よりその高い品質、特に寸法の安定性とか強度、非常に高い品質のある材、あるいは十分に乾燥されている材、あるいは工場での量産が可能で、大量に安定的に供給できるような材、こういったようなものが、現行制度上でも強く求められるようになってきました。そういった中で、集成材とか、プレカット材といったものが普及を始めているということで、この辺の内容を受けて、本当に無垢材のニーズというのが逆に低下しているという、住宅用材の実情もございます。

この辺のところから、木材の利用の課題としましては、搬出コストと木材コスト、これは先ほども申し上げましたようになかなか合わないということがございまして、所有者の方が間伐はしても、その材を出さない、搬出を手控える傾向がでております。こういったことは木材の搬出コストの低減化、これを図るための路網整備でありますとか、施業の集約化、これをしていく必要があるかと考えております。また、継続的に森林施業をする、あるいは木材を搬出して利用していくということで、利用の拡大を図っていくためには地域で、無関心になってしまっている所有者さんでありますとか、あるいはその次世代といえますか、後を継いだ林家の方というふうなことになるかと思えますけれども、こういった方々が今後必要になってくるということで、こういう山に関心のない所有者さんや、次世代を担う若い所有者の方が積極的に森林施業に携わってもらい取り組みが必要ではないかなと考えております。

先ほどありましたような、木造住宅をめぐる動きを見ましても、住宅メーカ等は一定基準の品質を求めています。特に、集成材、プレカット材というふうなことになってきますと、高い品質を求めてくるというのもございます。ところが、一方で、森林所有者自身もそうですし、例えば、製材や加工事業者さん自身もなかなか品質管理意識というのが希薄ではないかと、これは前回の森林審議会の中で紅中の中村社長様のお話の中でもそういったご指摘があったのですが、それぞれ品質というものを意識して取り組んでいないのではないかとことです。特に、先ほど申し上げましたような集成材、プレカット材が台頭してきますと、無垢材のニーズというのが非常に問題になってきます。この無垢材の利用が図れるような地域での生産流通体制の構築というのが必要ではないかと、このように考えております。

人工林全体におきます課題をここで整理させていただきますと、まず、国の定額助成終了後、これは先ほど言いましたように、平成21年度から24年度まで、国の定額助成事業というのは期間限定でなされております。この間は間伐の実施も進んでいくとなるのですけれども、これが終わった後の予算の確保であったり、実施制度、これを構築していく必要があるかと考えております。

2番目は治山事業が導入できない森林、これはいわば保安林に指定していくということが前提になってくるのですけれども、そういった意味での治山事業は実施できないような森林への対策、これが必要ではないか。

大阪府の実態として、小規模森林所有者が多数占めている中、やはりこういった多くの所有者の方々を取りまとめ、地区で取りまとめて、施業集約化を図っていく、こういったことに向けた地域の合意形成を図っていくことが必要ではないか。

それで、木材利用につきましては、地域地域の実情に応じた生産流通体制、これを構築していく必要があるのではないかとというふうに課題をまとめさせていただいております。

【三嶋総括主査】　　続きまして、天然林における現状と課題について説明させていただきます。私、森林整備グループの三嶋と申します。よろしく申し上げます。

まず、天然林の状況なのですけれども、図面で、緑色に塗っている分は天然林主体の林班ということで、抽出に当たりましてはスギ、ヒノキの人工林率が35%未満ということで、天然林の構成がかなり高いところをピックアップしております。この図面の楕円形の上の側の部分です。この部分は豊能、三島地域でありまして、この地域、中には中心部のほうで白くなっている人工林率が高い林班も見られるわけなのですけれども、比較的天然率が高いということが言えます。下にある楕円の縦長の楕円の部分につきましては中部地域ということで、これは生駒山系なのですけれども、このあたりでは天然林率が非常に高い、ほとんど人工林の林班が見受けられないという状況となっております。

次、こちら大阪南部の状況なのですけれども、南部の状況につきまして、ちょっと見えにくいのですが、楕円形で、点線で楕円をくくっている部分、これは大阪府の南河内、あと泉州東部の地域でありまして、こちらの部分については古くから河内林業を行っている、林業活動がもともと活発に行われてきた地域ということもありまして、人工林率が非常に高く、緑色に塗られている部分が余り目立たない。ただ、それと対照的に泉州の西部地区、こちらのほうについてはほとんど人工林がなく、天然林率が非常に高い地域となっております。

ます。

次に、大阪の山というのは都市の近郊にかなり位置して、山ろく部まで市街地が押し寄せているということで、特に気になるのが森林の要する防災機能というもののなのですけれども、防災上重要度が高い天然林というものをピックアップして拾い上げております。その防災機能の重要度の高い林班の選定に当たりましては、防災上の必要性ということで、山地災害危険地区の面積がその林班の中で70%以上占めている、2番目としまして、既存の公共事業による整備の可否ということで、保安林の面積比、その林班内で保安林面積が低い、要は治山事業が導入しにくいという地域。3番目としまして、保全対象との近接性ということで、集落との近接性、それが非常に高いという地域を洗い出しております。この大阪北部につきましては全体的に黄色く、ちょっと黄色く見える部分が浮き上がっている部分なのですけれども、それが全体的に均等に広がっているという状況となっております。

次、同様に、これ大阪の南部の状況なのですけれども、こちらは人工林率の高い地域も含んでいるということもありまして、大阪北部ほどではございませんが、ちょっと市街地に面した、近いような場所で、ところどころ防災機能の重要度の高い林班というものが見受けられる状況となっております。

次に、そうした林班の中で、幾つかピックアップしまして、その林班の現況というものを確認しましたので、それについてお話ししますと、これは大阪北部の箕面市の如意谷地区の現況なのですけれども、一部竹が侵入して、荒廃化が進行している天然林が見受けられます。そして、その山すそにはすぐ近接する形でマンションが建っていると、こういう状況が見られることから、土砂流出の災害が懸念される状況にあるといえます。

次に、これは大東市の寺川地区ということで、生駒山系にある特に天然林率が高い地域の生駒山系、そこでの現況なのですけれども、ここでは笹やつるで荒廃した天然林ということで、左上の写真なのですが、こちら、真ん中の部分、主林木がこのような状態になっているという状況です。こういった部分も見られますし、また右側の写真にありますように、クズに覆われて完全に主林木が負けてしまって、無立木化している部分も見られます。また、写真には載せてないのですけれども、こちらのほうでも竹の侵入によって天然林が駆逐されて荒廃化が進行しているような状況も見受けられております。そして、山すその部分を見ますと、森林と接する形で、人家が建っています。こういう状況から人家道路等々、森林が接しているということで、土砂災害の発生が懸念されるという状況となって

おります。

次は、近年、どの府県でも広がっていると思われまされども、カシノナガキクイムシの被害の発生状況を示した図面となっております。こちらのほう、大阪府では昨年度初めてカシノナガキクイムシの被害が発生しました。被害が発生した場所は高槻市の梶原地区、1カ所ということで、その部分については去年、助成事業を用いて駆除を実施したわけですが、今年度は同様に高槻市、その隣接する島本町と、淀川を越えた生駒山系に広がる枚方、交野、そういったところでも見られるということで被害が拡大しています。また、森林地域には入っていないのですが、吹田市、万博記念公園、そちらのほうでもカシノナガキクイムシが発生しております。

具体的に、カシノナガキクイムシの被害の発生状況なのですが、左側の写真は高槻市の梶原地区に昨年度発生したカシノナガキクイムシの被害状況です。ちょっと見えにくいのですが、赤く丸で囲っている範囲で、ちょっと木が赤くなっているところ、これが被害木です。右の方が今年発生しております生駒山系の枚方市の尊延寺地区での被害の発生状況ということで、楕円形になっている部分の中で被害木がかなり広がっているという状況が見受けられます。

こうしたカシノナガキクイムシの被害というのは、コナラ、クヌギとかの大径木、要は樹勢の衰えつつある大径木がねらわれるということで、大阪府下にもそういった天然林の山がたくさんございますので、今後被害の拡大を懸念している状況でございます。

次に、このようなことから、天然林における課題をまとめますと、防災上必要性の高い森林において無立木地の発生等、先ほど写真にございましたような箇所が見られるという状況から、今後防災上の必要性の高い森林について、それを全体に亘って森林調査を行いまして、天然林といえはその構造というものも様々ですし、それぞれ林況に応じた整備方針を確立していく必要があります。

2点目としまして、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害の拡大が予測されるということで、これは適切な萌芽更新など、予防となるような措置、そういった天然林整備を推進する必要があります。

3点目としまして、天然林ということで、経済林としての価値がほとんどないということで、森林所有者による管理がなされていない、このことから緊急に対策が必要な天然林整備を第三者が行う仕組みというのを構築する必要があります。また対策としまして、経済的価値を生み出すような天然林整備の手法の確立、そういったものが必要となるということ

が課題として挙げられます。

【塩野総括主査】 続きまして、府民協働の取り組みについてでございます。これにつきましては、人工林でも天然林でもこういった取り組みがあるということで、項目をちょっと別立てにさせていただいておりますけれども、今回はその中で一般的な府民のボランティアということと、後ほど企業によります取り組みということで、二つに分けてお話しさせていただきたいと思っております。

まず一つ目は府民ボランティアによります取り組みの現状と課題ということでございます。右の上のグラフですが、府民の森林ボランティアへの参加意欲ということで、17年度調査結果によりますと、ぜひ参加してみたい、あるいは機会があれば参加してみたいというふうな方々は合わせて57%という状況になっております。また、その下へいきまして、左側は後ほどもお話しさせていただきます大阪府で現在取り組んでおります「おおさか山の日」とか、「山に親しむ推進月間」という、府民の方が山に親しんでもらえるような取り組みで、平成17年からスタートしておるんですけども、府下一円のこういった森づくり活動イベントへ参加していただける人数が、多少、変動がありますけれども、相対的に増えてきているという状況になっております。また、その右は、私どもが平成21年5月にボランティア団体の方を対象にとらせていただいたアンケートの結果の一部で、「ボランティア活動をしていくにあたって、どのようなことが課題になっていきますか」ということでお尋ねしましたところ、メンバーの高齢化というのが一番多かったということです。続いて、資金不足、そして活動地の確保、指導者の確保、これは自分たちの技術のスキルアップを図るための指導者というふうになっています。こういう主に上位四つの項目が挙がっております。先ほど見ていただきましたとおり、近年、府民の森林ボランティアへの参加意欲というのは高まっております、調査の結果で、平成21年度の時点では府下72団体のボランティア団体さんが活動されておりました、総会員数は約7,500人となっております。先ほど申し上げましたとおり、ボランティアの方々には、高齢化、資金不足、活動地の確保、そして技術指導者の育成と、主にこういったような課題を抱えているというふうに考えておられます。

こういった状況の中で、大阪府では、先ほど言いました平成17年におおさか山の日、これは11月の第2土曜日を山の日と設定しております。また、11月の1カ月間を山に親しむ推進月間というふうに位置づけしまして、府下一円で各市町村、ボランティア団体

さん、いろんな関係機関の方々と連携しながら山に入って、いろいろ親しんでいただくようなさまざまなイベントを展開しております。

また、府民協働による森づくり活動、これを進めていくということで、地域を特に生駒山地山系に特化して山桜などの彩りのある、四季折々の彩りが味わえるような、そういった木々を植えていくという「生駒山系花屏風」の取り組みも実施しております。こういったような取り組みで府民が森づくり活動に参加する契機となるような取り組みを展開することで、例えば、そういった活動に興味を持っていただいて、ボランティア活動として、引き続き参加していただくとかいったようなことにも誘導できないかということでさせていただいております。ただ、こういった中で、ボランティアの方々自身も課題としてとらえております活動地の確保については、森林所有者の方の理解不足などが活動地の確保の障壁となっています。つまり、技術的に未熟な方々が自分の山に入られることに抵抗感をお持ちの所有者の方がおられ、ボランティアの方々は活動地を広げていきたいというふうに考えているのですけれども、こういったような課題もあるというふうに聞いております。

一方、企業の取り組みとしましては、これは大阪府が「アドプトフォレスト制度」というのを実施しておるのですけれども、これに関したものです。この制度は大阪府が、仲介に入り、森づくり活動に取り組みたい企業と森林所有者の方をマッチングして、協定を結んで、企業による森づくり活動を実施していただくという取り組みでございまして、この12月1日現在で府内で27カ所、参加企業数は33団体まで上っております。右の下のほうのグラフはスタートした平成18年からの実施状況です。面積と箇所数の推移をグラフにしますと、毎年毎年、箇所数がふえてきている状況でございます。

企業の方々が森づくりに参加するという目的についてですが、これは我々実際に森づくりに参加されている企業にヒアリングした結果によりますと、会社のイメージの向上、あるいは社員の方々の環境保全意識の向上、環境教育、こういったようなところを目的に考えておられるところが多かったということです。1企業当たりの平均的な活動面積は27カ所で、全体41.1haの活動地ですけれども、33団体で、単純に割りますと、平均して1企業当たり1.2haほどの活動面積となっております。活動地の内訳としましては、人工林が11.7ha、竹林が22.4ha、雑木林というのは広葉樹林といったようなところが7haということです。特に、竹林から広葉樹林への転換を図っておられるところでは竹を伐って、そのあと広葉樹を植栽するというような取り組みをされている団体が全体の41%となっております。企業の方々が活動地として選ばれる場所というのは、現場に

アプローチがしやすく、例えばトイレであったりとか、駐車場、こういったような利便施設が近辺にある場所をどうしても好まれるという状況でございます。

大阪府では、先ほど申し上げましたアドプトフォレスト制度、企業と森林所有者をマッチングする制度を実施しておるところでございますけれども、この中では地球温暖化対策として、植林とか間伐をした際のCO₂の吸収量、これを大阪府の温暖化防止条例の中で事業者が対策計画書を立てられる際に一定その活動の吸収量を評価するという取り組みもしております。また、先ほど申し上げました生駒山系花屏風の取り組み、これも企業の方々に参加ご賛同いただいて、取り組みを進めているという状況でございます。

このように、先ほど申し上げましたとおり、ボランティアによります活動は例えば竹林から広葉樹林へ転換を図っていくとか、木々を植栽しようといった活動が中心になっております。このような取り組みをする中で、取り組みの活動地というのは限定的になってまいりますので、1.2haほどの規模で、毎年その中での活動をしていくということになります。これを面的な形でもし広げていくというふうなことを考えていくということであれば、当然、その活動が継続的に行えるように、あるいは新たな企業の方々等が参画できるようなインセンティブ、活動に参加していただけるようなインセンティブというのを何か考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

【三嶋総括主査】　　続きまして、2点目の森林・林業の再生をめぐる国の制度改革の姿というのを説明させていただきます。

現在、国では、森林・林業再生に向けた抜本的改革を進めております。その改革の方向を見てみますと、まず1点目としまして、地域森林計画の機能区分などもあるのですが、特に注目すべきものは、集約化による施業を計画的に推進していく、森林経営計画制度の創出を内容とした森林計画制度の見直し、また2点目は間伐対象林について、森林所有者自体が実施しない場合に、第三者が施業を実施するというものを盛り込んだ適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整備するという取り組みです。3点目としまして、森林経営計画において集約化施業の推進に当たって必要となる低コスト化に向けた路網整備の加速化、また4点目は、集約化の森林の施業に必要な林業事業体の育成、5点目としましては品質性能の高い製品を安定的に供給する仕組みを盛り込んだ国産材の需要拡大と効率的な加工、流通体制の確立。6点目としまして、地域の森林と特に密接に関係のある市町村、その行政を支援するフォレスター、フォレスターには森林施業プランナーとい

う集約化、森林経営計画を策定する人材を指導する役割もあるのですが、そういったフォレスターなどの人材育成を改革の柱としております。

こういったことを進めまして、持続的な森林経営の確立を図り、10年後の木材自給率を50%以上にするという方向で、ひいてはそれが森林の多面的機能の発揮、雇用創出、低炭素社会の構築への寄与というものにつなげていくということで姿を今考えているところ です。

次に、その改革に向けた姿のイメージ図ということで、先ほど森林経営計画というお話をさせていただいたのですけれども、図面の黄色で塗られた枠、黄色の円ですね、それで囲まれた地域を森林経営計画の対象といたしまして、その中で、赤線で見られるような路網を高密度に整備し、フォレスターなどの必要な人材の育成、また林業事業体の育成を図って集約化施策を進める。その林業事業体については森林管理、環境保全直接支払制度による助成などを行って集約化を推進し、材を安定的に、当該地から持ち出していくという取り組みです。

次に、こちらは川下側の取り組みですけれども、そこから出された材を製材・合板用材からチップ用材までトータル的に搬出しまして、無駄なく使うというものです。ちょっと質の悪いものについては、燃料材として利用促進を図って、ペレットストーブとかの材料として使う。また、優良材につきましては、品質性能の豊かな製品、安定供給を行うということを目的にして、乾燥等の推進、それでJAS規格、そういうものを見直しして、性能の高い製品を最終事業者に流し込むような形。それで、公共建築物、住宅などで木材の利用を推進する、またガードレールなど多面的な利用促進を図る、そういったことで10年後の木材自給率を50%以上とするという形で、国は制度改革を考えているところです。

さて、そういった国の動きが進む中で、大阪府における課題としましては、新たな森林経営計画制度というのは人工林が主体となっているということで、漏れ落ちている天然林整備を補完する必要があります。また大阪府におきましては、小規模な森林所有者が多い中、森林経営計画の立案、それに向けた合意形成、そういうものが必要となってくるのですけれども、また、こういった合意形成ができる地域はいいのですけれども、その合意形成ができない地域の人工林に対する対応もまた必要になってくるということが言えます。

また、2点目としまして、所有者にかわって施業ができる間伐対象森林は人工林が主体となっていますので、これにつきましても天然林整備の位置づけが必要と考えております。

3点目としまして、生産流通体制の整備や大規模な工場等が中心となるということです

が、府内には数少ないので、そういった実情を踏まえた生産流通体制の構築が必要となる、ということが課題としてまとめられます。

最後に、新たな森林保全システムの論点について、これは案ということで、次に説明させていただきます。

今まで申し上げました人工林、天然林、府民協働の取り組みとまた開発規制絡みの森林保全の施策、それらについての課題をすべてとりまとめて、論点として整理します。これはたたき台なのですが、1点目として、施業同意が得にくい森林の新たな整備手法の検討ということが挙げられます。これは林業採算性から所有者がなかなか施業を実施しないところや天然林は経済林として成り立たないため、なかなか施業を進めてくれないところに対して、代行制度などの新たな森林整備手法の検討が必要ではないかと考えております。

2点目としまして、集約化等に向けた地域の合意形成手法の検討ということで、小規模森林所有者が多い中、国の制度に則れば森林経営計画なのですが、そういったものに対する地域の合意形成手法、また天然林については地域一帯となった価値を見出すような取り組み、そういったものについての地域の合意形成、などの手法が必要と考えております。

3点目としまして、森づくりを担う人材確保に向けた対策の検討ということが挙げられるということで、先ほど人工林のところでお話ししましたとおり、森林施業プランナー、次世代を担う森林所有者の後継者等の人材、また府民協働においても今面積的にはちょっと点的であり、それを面的に広げていくに当たっては、今後森づくりを担う人材が必要であり、それに対する対策の検討が必要です。4点目としまして、地域における木材を利用したビジネスモデルの検討ということで、品質を高めた材の供給、木材の安定供給をねらいました木材を利用したビジネスモデルというものを構築していくことが必要ではないか。

最後に、開発規制のかからない1ha未満については、今の伐採届け制度を補完するような対策の検討が必要ではないかと考えております。

こうした論点というのを最後とりまとめまして、今後新たな森林保全システムの展開方向というもののたたき台というか、ベースとしたいと考えているところです。

以上で、資料1の説明は終わらせていただきます。

【増田部会長】 はい、どうもありがとうございました。

きょうは第1回目ということで、現況のあたりを少し時間をかけてご紹介をいただいたということでございます。どこからでも結構ですので、今日はむしろ現状の認識と今後どういうふうな形で保全システムかということについて、議論していったらいいかという論点の整理と、このあたりができればと思いますので、ご意見をいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

どっからでも結構ですが。

五つ論点を挙げていただいた一番下の開発規制のかからない森林の開発に対する対策の検討というのは、これはどちらかというところ1ヘクタール未満の小規模開発が出てきたときに、今まで一切コントロールする手法がなかったもので、何らかの意味でそこを要するにコントロールしようという問題ですから、少し上の四つの論点とはかなり違いますので、一番下は一番下で非常に明確なので、ここは後で議論をしても、法制度というのですか、規制制度をどれぐらいつくっていくかという話ですから、むしろ上の四つのほうが、いろんな問題点を保有、あるいはなかなか解決しにくい問題点を保有しているというのが、上の四つですので、そのあたり少しご意見をいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 資料の確認として。

【増田部会長】 はいはい、結構です。

【吉田委員】 3ページでございますけれども、先ほどの論点の1番と2番が関係するかと思いますが、3ページの一番下の森林資源の構成の右側の放置された人工林の面積、それから放置竹林等の面積が書いてあるのですが、今、話題になっています森林境界が不明確なところは何%ぐらいこの中にあるのかということと、それから、よくあります不在村地主ですか、これは放置森林でどのぐらいいらっしゃるのかというのをつかんでいらっしゃるかどうかお聞きしたいと思います。

【増田部会長】 いかがでしょうか。

【三嶋総括主査】 現場からの声を聞きまして、そういった境界不明の人工林もあり、それとあと、特にそういうのは天然林に多いという声も聞いているわけですがけれども、具体的な何%というところまで、今、現状のところ把握しておりません。

【吉田委員】 私はやっぱりそこんとこをできるだけ早く明瞭化しないと、なかなか先ほどの合意形成にも、いろいろ支障があるのではないかと思います。この前の本審議会で奥野さんがおっしゃっておられた道づくりをするにしても、大変だと思うのです。それで、できるだけそれをつかむような手だてを。

【増田部会長】 多分、かなりの割合で境界が不明確になっているという、これは特に、先ほどもありましたように林家1戸当たりの小さいところですね、0.1から1ha未満が八十数%になっているという、このあたりですよ。これはまださらにきっちり、要するに財産相続なんかの問題があって、引き継がれていないとさらに細分化されているのが実情かと思いますので、私もいろんなところで森林活動なんかをお手伝いするときに、一番問題になるのは境界確定どうすんねんと、なかなか入れないというのが実態ですね。

はい、ありがとうございます。具体的数値までは難しいかもしれませんが、ただ不在地主はいかがなんでしょう、大阪府下で見ると、不在地主というのは割と多いのでしょうか、それとも比較的少ないというふうに理解しておいたほうがいいのでしょうか。

【安藤森林整備補佐】 森林整備グループの安藤でございます。

正確な数字はなかなか、つかみにくい状況なのですがけれども、森林組合さん等からお聞きすると、数的にはなかなか出ないのですがけれども、非常に多いというふうに聞いています。ただ、不在村の考え方は、大阪の方が奈良にいらっしゃる、または東京にいらっしゃるというパターンと、もともと森林のある千早とか、河内長野に住んではって、今は大阪市内に住んではるというような方、その方も多分地元にはいないということで不在村にはなるかと思うのですがけれども、そういった部分での進行は大分進んでいるというふうには伺っております。ただ相続等によって大分細分化は進んでいるというふうに、奥野委員のほうがより詳しいかと思うのですが。

【増田部会長】 何かコメントございますか、いかがですか。

【奥野委員】 一番難しいのが不在村地主さんなのですから、把握がしにくい。特に、森林組合に入っていない方がいます。それが、ほとんど不在者地主という形になっているところがあります。それから、組合員さんであっても、転勤、会社の都合で、全国いろいろ移動されている間に息子さんがお父さんから引き継がれて、そのまま放置されているという方が多いものですから、本当のところ把握は我々でもしにくい。我々組合員であっても、大分、組合から通知を出すと、何十人か返ってくるということもありますので、この辺が、我々としては、何%かと、その辺は言えない現状ですね。ただ、24から30%ぐらいの、そのぐらいの確率かな、どうかな、わからないですけど。

【安藤森林整備補佐】 そこなんですけれども、先ほどの天然林のところ、課題ということで、今後、先ほど、図面にも示しましたああいうグリーンの部分が多うございまして、さらには絞り込むと重点的に事業性が高いのではないかと森林もございまして。その部分を、森林を調査をしていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、林班につきましては30から50ヘクタールほど、非常に広い面積でございまして、そういったピックアップをしたところで、所有者の確認とか、または境界の状況とか、またはその林況とか、そういった部分の調査の段階であわせて今のような不在村の方なのか、地元の方なのかといった抽出的な調査はやってまいりたいなというふうには考えております。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。何かございますでしょうか、いかがでしょう。

はい、奥野委員、どうぞ。

【奥野委員】 これ、施業同意が得にくいということなのですから、私ども山のほう、人工林のほう、南河内におきましても、森林経営計画を、立てないといけないということなのですから、我々、今、森林施業計画を立てている人間が大阪府下に本当に10戸以内ぐらいであって、それが今度森林経営計画を、本当のところ何人ぐらい立てられるのか。それがなければ、これから森林の施業ができないということになるならば、これをどういう形で、山主の皆さん方に、我々森林組合としても、どういう形で提案をしてい

き、施業していきますよと。特に、我々人工林の多いところでこれでございますから、天然林のところら辺なんて、もう自分の山の境界が全然わからない、こんなところにどういう形で、境界面積の先ほど言われたできてないところをどういう形で今後進めていけるのかなという不安を持っていますのですけれども。

【安藤森林整備補佐】 森林整備の安藤です。

今のお話ですけれども、論点整理のたたき台の二つ目になるかと思うのですが、奥野委員がおっしゃったのは、集約化ということです。何度も繰り返しになりますけれども、来年度、さらに24年度以降は森林法が改正される予定になっておりまして、数十人、または数百haぐらいの固まりを持った経営計画をもって施業をしていきたいと思います。今までは個人個人の申請主義等でやっておったのですけれども、団地化を図って、面的に、また道を通しながらやっていこうということです。奥野委員がおっしゃるように熱心な方は熱心で、関心のない方はもうどうにもこっちを向いてくれないといった形かと思うのですけれども、そこを地域の方が声をかけて、間伐しませんか、または道をつけませんかという形で、数十人で経営計画を立てるという制度が変わっていきます。そのため、そういった旗振り役の方をつくと同時に、そういう集会なり、地域合意の形成の場を今後つくっていく必要があるということで、その辺も今後どういった形がよろしいのかと、またご意見を伺いながら、この場でもご議論をいただいて、施策等に反映できたらなというふうに考えております。そこが非常に難しいところかなと考えています。

【増田部会長】 そうでしょうね。特に、両方ともいくのか、森林経営計画のほうは人工林を中心に一度検討を進めてみないと、広葉樹の、天然林と呼ばれている二次林のことまで考えていると、本当に収拾がつかなくなるかもしれないですよ。実態として、本当に、そんだけのことが、天然林と呼ばれているところで可能かどうか。むしろ、ケーススタディ的にしろ、進めていくのは南河内を中心に一度検討を深めてみるというような形でないと、なかなか難しいかもしれないですね。

【安藤森林整備補佐】 人工林の話ですよ。はい。

【奥野委員】 それと、もう一ついいですか。

【増田部会長】 はい、どうぞ。

【奥野委員】 私もこの事業でいろいろ道をつけているのですけれども、その中の問題点ということで一つだけ、市町村とのつながりも深まってくるのですけどね。というのは、今、我々のところ、林道という形で、市町村とのつながりでつけているところがあるわけでございます。今回、過疎化事業で、市町村をまたがるような林道、作業道を、これから考えていかなきゃいけないですね。今、我々の森林組合がやってる過疎化事業でも、入ったらそれで終わりのところで道路が、作業道が切れている。これを市町村をまたぐような形でこれから作業道をしながらつけていかなきゃいけないということになりますと、今まではこの林道を利用するとき、以前は負担金が出てきてました。我々も苦労しているのは、その道路に作業道、林道をつけて、林道がついているところに作業道をつけたときの、今後の負担がどういう形になっていくのか。市町村とのそのつながりも一遍考えていただかないと、我々、山主だけでは話につかない問題が出てくる可能性があるんですね。というのは、流域が完全に変わってしまうという問題点がありますので、この辺も大阪府のほうで整理をしていただきたい問題点かなと、私もちょっと大分苦労したのですけれども、もう無視して一つ、つけさせていただきましたけれども。

【増田部会長】 なるほど。はい。

【安藤森林整備補佐】 今回の国の制度の内容ばかりになってしまうのですけれども、森林法に基づく、市町村森林整備計画というのが、今、現行でもあるのです。その際には、各市町村単位でつくっております。今、委員がおっしゃられたのは多分市町村をまたぐような林道等、作業道というふうになってくると思いますけれども、新たなプランというか、国の動きでも計画については各市町村でつくっていくというのは、それは変わりはないのですが、その辺の連絡を密にして、合意形成の場もつくられた暁には、そういった市町村間の連携も、府が間に入ってやっていく必要があるのかなと、さらには府が入らなくても、いろんな声がけをして、調整ができるような、そういう合意形成の場が今後できればありがたいとは思っておりますけれども。

【増田部会長】 はい。ほか、いかがでしょう。

はい。水原委員、どうぞ。

【水原委員】 18ページにたたき台という形で出されておるといっても、森林保全システム、その上に新たなというようなタイトルをつけられておるのですけれども、このタイトルに対応する一つのたたき台の4番目、地域における木材を利用したビジネスモデルの検討、そしてその前ページの17ページの国の制度を進める上での課題の4番目の府内の実情を踏まえた生産流通体制の構築が必要、もう一つは国が言っている10年後の木材自給率50%以上を達成するとか、非常に関連するものやと考えます。ただ、10年後に50%以上やるというのはなかなか難しいかもわかりません。そのための大阪府といたしましては、たたき台として出された地域における木材を利用したビジネスモデルの検討、まずこれを第1面に踊り出して、出してやるべきではないかと、このモデルについては、大阪府全域でやることは到底無理かもわかりませんので、どこか適当な林業地帯というか、林業先進地域を選んで、そこで達成するようなモデルをつくって、プラス木材自給率50%を目指してやるとか、何か目標を決めてやったほうがいいのではないかと私は考えておるんです。

もう一つはそのたたき台の3番目にございます森づくりを担う人材の確保、対策の検討というような課題を出されておるのですけれど、論点を出されておるのですけれども、非常にできあがったフォレスターとか、専門家とか、そういう者の助力を請うとかいうような話で、非常に短い時間を想定したような形であるわけですね。私は大学の人間であったわけですから、若い人を育てるというか、例えば大阪府内の林業地帯等において、高校生等を対象とした専門学校のような次代の林業家を育てるような組織というか、そういう考えとかいうか、何かそういうものをつくってはどうかとか、あるいはまたそれにいかなくても、若い人を対象とした林業塾とか、そういうものを育てていくと、長い目で見て、達成するとかいうような考えも必要ではなからうかと思う次第です。

以上です。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

はい、越井委員、どうぞ。

【越井委員】 今、水原先生がおっしゃいました木材を利用したビジネスモデルということにつきまして、私が業界でやっていることをちょっとご参考までにお話ししたいと思いますが、森林、川上のほうで幾ら整備して木材が出てきても、それをどのように使うかと、今までどうしても安易に外材のほうにいておりましたから、国産材の備蓄がふえてきて、使おうということになってきているのですが、それをどういうふうに使っていくかということが大きな問題だと思うのです。そして、いろいろと我々は取り組みをやっております。例えば、二つ例を申し上げますが、一つは小さな丸太、また間伐材ですね、これは使い道がなかったわけですが、これについては我々が大学と共同開発しまして、それをパネルにしまして、具体的に説明しにくいのですが、非常に強度なパネルができて、これは耐震の補強、地震対策にこれから非常に役に立つのではないかと、新築の場合も古い家の補強にも使えるとっております。それから、この小丸太については、山の中の土砂崩れを防ぐ壁、何ていうのでしょうか、側面のところを、今のですと全部コンクリートで固めているのですが、それを木を組んで、しかも腐らないような処理をしてやるという、これは大分広がってきました。これはもう大阪府だけではなく、全国的に九州でも四国でも相当の認識がふえてまいりまして、これは用途がふえてくるのではないかといいふうにも思います。

それから、板材については、一つ現在やっておりますのは、大阪市の白髪橋、西区の白髪橋、ここに我々の拠点であります木材会館というのがございますが、これ、木材会館というのは6階建ての建物なのですけれど、その南向きのところに板を張りまして真夏の暑い太陽の熱を吸収して、大阪というのはヒートアイランド、非常に夏は暑いのですけれども、これ今現在データをとっております、ただいまは冬になってきておりますが、来年の夏にかけていろんなデータをとって、これは国交省、農林省がおやりになるものを我々が受けて実施して、どのぐらい涼しくなるかというデータをとっていこうという試みをやっております。小さな実験では3度から5度下がるのではないかという数字もありまして、もしもこれが相当効果があるということになれば、今まで建築には使いにくかった板が使えるのではないかといいふうにも思っております。

ちょっと、ご参考までに、川下のほうのマーケットが大きくなってこないと、川上の森林保全ということはなかなかできないというのが私の考えです。

以上です。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

ほか、何かございますか、いかがですか。

だから、このビジネスモデルと言われている話が、先ほどの話では二つの側面を持っていますよね。一つは、今、話になってます人工林の中の用材、これを具体的にどういう形でビジネスモデルにのっけていくかという、この話が一つですね。もう一つ、先ほど、なかなか難しい話ですけど、天然林のところ、ビジネス化できるかみたいなやつが、少しパワーポイントの中にありましたけれども、これはどちらかという、本来のビジネスというより、むしろスモールビジネスとかコミュニティビジネスと言われているような、そういうビジネスですよね。コミュニティビジネスとかスモールビジネスとか社会企業と言われているようなやつは、どちらかという環境財として、要するに森林をどう見て、それに対してどういう、例えば、コミュニティビジネスの財源というのはどちらかという全部公的管理費みたいなやつがコミュニティビジネスの財源ですから、そのあたりを具体的にどう見るのかと。天然林そのものは施業と呼べるかどうかかなのですよね、とってきたからという経済的価値がないわけで、昔やと炭に変えたりとか、薪にして、ある意味があったわけですけども、そのあたり、天然林はエネルギー源に転換して、要するに用材的な形で経済価値を見るという側面と、もう一つは環境財としての価値を見るという側面と両方とも持ってて、ちょっと人工林のビジネスモデルと天然林のビジネスモデルと違うので、そのあたりは少し分けて議論しないといけないかもしれないですね。このビジネスモデルのところについては。ひょっとしたら、天然林のところのコミュニティビジネスみたいなところは、ひょっとしたら、海外で国土緑化に行くときにアグロフォレスト的な形で展開していくようなそういう展開論みたいなやつが要るかも。いずれにしても、天然林は非常に難しいですよ、経済モデルにのっけるといのは。

はい、吉田先生。

【吉田委員】 今のことについて、この前いただいた森林資源のデータの地域別ものを見させていただいたのですが、人工林が多い地区というのは南河内だけなのですね。ほかのはほとんど広葉樹という。ですから、モデルをするにしても、人工林を主体にするモデルは南河内ぐらいに、まずならざるを得ないのじゃないかという気がいたします。ただ、残りの4地域が広葉樹が非常に多いものですから、それも何か利活用を図るのか、整備をするのか。あるいは、昔、僕がちょっと申し上げたような森林セラピーとか、何か

そういう、生態系を生かしたような取り組みをして、お客様を、呼んでというたら失礼ですけれども、それで何かお金を頂戴して、ビジネスにしていくとか、さっき部会長がおっしゃったような伐ってどうこうするのじゃなくて、その天然林があるがままの姿を生かして。

【増田部会長】 環境財としての森林という見方ですね。

【吉田委員】 そうですね、はい。そういうのは考えられるかと思います。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

いかがでしょう、小杉委員、どうぞ。

【小杉委員】 天然林の話なのですが、今、大阪の天然林と呼んでおられるところが、天然林というのではなくて、いろんなものがあると思うのですが、里山的な性格なもの、奥深い山のところで、生態学的に貴重な天然林と呼べるようなところと、あと急峻なところで住宅街がすぐ近くにあるというふうな防災的機能を期待されるような、ちょっと荒れた竹林になっているような部分とか、二次林的なものですか、里山と言っているのかもしれないのですが、それから溪畔林だとか、天然林と呼んでいるものにも幾つも区分があって、機能がそれぞれ違うと思うのですね。期待されるその何ですかこういうふうにしていったら理想プランというのもそれぞれ違うと思うので、もう少し細かく考えて、こういうところはこういうふうにしていったほうが良いというようなモデルプランですね。全部の地域に一気になかなか難しいことだと思うので、こういう場所はこういうふうにしていくべきだというふうなもの、あとここはこういう場所に位置づけられるというふうなモデルプランと区分したいのものをもう少しきっちり考えていくことで見えてくる場所があるのかなと思います。私、友人に二次林で竹林化してしまっているところを、大阪府ではないのですが、持っている人がいまして、遠くに住んでいる人なので、自分たちも譲り受けて、どうしたらいいかわからないと。自分たちの山なので管理したい気持ちはあるけれども、竹が入ってきて、荒れた山で、こういうのはどうしたらいいのですかねと、どういうふうにするのがいいのかわかりますかというふうなことを聞かれることがあって、所有者の人もそういう部分が多分にあるのじゃないかなということで

す。府として、むしろこのモデルプランというか、こういうふうな機能があるので、こういうふうにしていくべきですよと、こういうふうにはお金が発生することでもあるので、勝手にやれと言って、なかなか個人と違ってもうけも出ないので、勝手に全部管理しろというのもなかなか難しいところもあると思います。その辺、どの程度助成するとか、こういうプランに従って、こうやると少し助成があるとか、こういう機能が期待できるというふうな、そういう部分を少し整理していくことで、自然とうまい枠組みとうまいモデルプランになるものがあれば、ある程度自然と流れる部分もあるのではないかとこのように思います。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

これ、林野庁が天然林と呼んでいるのですか、政策上。

【安藤森林整備補佐】 そうですね、森林法の森林計画上、カテゴリーとして、人工林と、俗には天然林ということなのですけれども、いろいろ、今回の資料をつくるに当たって調べると、先生がおっしゃったような二次林という意味もあったり、学術的には、いろんな意味合いもあるようなのですけれども、今回は森林計画上でいうスギ、ヒノキなど人工林以外の広葉樹系を広く天然林と今は呼んでいます。

【増田部会長】 本来の意味の天然林というのは、環境省が出している天然林は大体森林のうちの18%ぐらいしかないというふうに、大阪府下ではほぼレアケースですね、あるのはね、天然林はね。もうほとんどが二次林ですね。

【小杉委員】 神奈川県の方針なんか、結構詳しいものが出てるのですけれども、そこではすごく細かく分けられていて、里山は里山で、里山の保全計画が出ているし、里山と広葉樹林、広葉樹林は広葉樹林でまた保全整備計画が出ています。また、本当に天然林と呼べるような生態学的価値が高い天然林、こういうふうに分けて、それぞれ、その中でもさらにゾーン分けして、どういう機能を期待するかというふうにゾーン分けして、それぞれに造林していくというふうなのを出しています。一くくりに、生駒山の山深いとことかやったら、生態学的に、ちょっとわからないですけど、貴重な部分がまだ残っていると、そういうのとその辺の竹が生えてきた二次林となかなか一緒に語られないようなところも

あるし、計画も全然違ってくると思います。今、人工林とかもちろん重要なのですけれど、社会的にあの森林を皆で守っていこうというふうなところが大きいですから、府としてやるということであれば、そういうこともやっぱり重視していかなあかんと思います。天然林の保全というのはぜひ進めていかないかんことやと思うのですけれど、もう少し、具体的に考えたほうがいいんじゃないのかなというふうには。

【増田部会長】 なかなか、悲しい状態で、大阪府下の森林の余り植生調査をされたというのがないのですよ。神奈川県はきっちりやっているのですよ。大阪府下でいうと、生駒グリーンベルト構想をやったときに、少し植生調査をしてくださいというので、生駒山系だけは、これもちょっと大分植生変化していますので、アカマツがあれがごっつい大きいので、植生変化しているのですけれど、生駒山系は要するに相関植生図があるのですよ。それ以外の山系でなかなか相関植生図がないというのが実態なのですよね。そのあたりも少し課題は課題ですよ。

環境財として、ここでいう天然林を見ているというときに、だから防災というだけの環境財だけではない、生物多様性の保全みたいな価値の環境財の見方みたいなやつまで含めるかどうかといったときに、今、ご指摘いただいたようなことが非常に重要になってくるという、はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうかね。

はい、水原委員、どうぞ。

【水原委員】 教えていただきたいというか、確かめておきたいというか、18ページにたたき台として事務局サイドで5項目を挙げられておりますね。今回の新たな森林保全システムというのを構築するに当たって、これが各項目ごとに出てくるわけですか、順番にですね。それについて、意見を述べるとか、そういうお話になるわけですか、行き着くところは。

【安藤森林整備補佐】 今のご質問なのですけれども、たたき台として、各人工林、天然林、それと府民協働というところで、おのおの課題を出しています。そこを、いろいろ重なっている部分もごさいますけれども、そこを全体を通して、フィルターをかけると、こういった5項目ぐらいになるのかなということで、私どもが考えた案でして、これ以外

にも違う観点で、もしあるようでしたら、その辺をおっしゃっていただいて、この辺を補強するべきではないかというふうに考えています。これが全然もう確定というわけではございませんで、今回はその論点ということで、今後の展開の方向性なりをお決めいただけたら、ありがたいのかなというふうに考えておりました、これはちょっと違うのじゃないかとか、そういったところが違う、またこっちのほうがいいんじゃないかとかいったご意見をいただけたらありがたいなというふうに考えております。これが固定というわけではございません。

【水原委員】 はい、わかりました。

【増田部会長】 ほか、いかがでしょうか。

はい。

【坂野上委員】 済みません、ちょっと今の流れからすると違う人工林のことで、よくご存じの方に教えていただきたいと思います。質問なのですけれども、例えば、国のその制度改革のイメージには作業道というのが、路網というのを強調してございますけれども、いろんな地域、例えば京都でも有名なところはこの路網でやっている有名なところはございますが、ちょっと場所が変わると傾斜が違ふとそういうふうにはいかないと。むしろ、道もつけ方によってはその環境とかいろいろ問題もあり、架線とかの出し方のほうがというような考え方の、これは個別の業者さんとかですけれども、あるようなのですが、これは地域的に大阪府では、もちろん場所によるのではとは思いますが、どうなのでしょう、その傾斜とか、いろいろ考えて、その林業のやり方、搬出の仕方としてはその路網でやると言ったら、どこでも、済みません、ちょっと教えていただければ。

【増田部会長】 奥野委員どうぞ。

【奥野委員】 大阪の山なのですけれども、割と急傾斜地でございます、今のところ河川集材、それとか、高齢樹につきましてはヘリコプター集材という形で出しております。これではコストが全く合わないということでございまして、今、先ほど説明の分にあったように、今、 m^3 当たり1万2,000円程かかるよと、搬出費用にね。それがスギで7,000円ほ

どしかくれない、そういう価格なので、我々が今考えていかないけないのは、7,000円ぐらいまでで、何とか費用を、搬出費用の7,000円ぐらいにもっていこうということで、今、路網づくり、いろいろ取り組んでおるわけでございます。ただ、この我々の搬出費の7,000円になるか幾らになるかわからないのですけれども、このビジネスモデルの地域の今度は買い取り価格がどのぐらいで買っていただけるの、これにさせていただかないと、なかなか、我々で集約化の合意形成もできません。今、大阪府のほうのご指導もいただきまして、合板の材料でございますけれども、私どもでさせていただいて、ある程度山から、ある程度の量が出てくるというのは、それに単価が合うから出てくるだけの話です。単価に合わないようなものを出してくることは、林業家なり、森林組合にとってもこれは不可能でございます。どの辺の価格に設定していただくかが、ビジネスと森林との合意形成を行ううえで難しい問題じゃないかなと思うのですけれど。

【増田部会長】　そうですね。結構大阪は微地形が発達してなくて、大地形が発達した盆地地形ですから、急峻なのですよね。生駒山を見てもわかるように、奈良側から見たら緩やかですけど、大阪から見ると非常に急峻ですよね。不利な条件が結構あるということですね。有利な条件は市場までちょっと近いということが有利な条件ですけど。

はい、ありがとうございます。

はい。

【越井委員】　ちょっと一言言わせていただきますが、今の路網を整備していくということが、最近非常に言われ出しまして、これは私は本当に必要なことだと思います。路網を整備しないと、世界的に生きていけないのです。今まで、日本の林業というのは、私に言わせたら半分死んでいるわけですよ。その、世界に伍していかないと、これは使えませんから、そうするとまずは山に投資したらないと、森林も立派な森林にならないということですから、路網はもっともっと僕は整備しないといかんと思います。

それから、路網ができてきますと、今度は機械メーカーが自分の機械を開発し出しますから、便利ないい機械をつくりましたら、これは先ほど言われた7,000円とか、6,000円とか、そこら辺で十分出材できるようになるのではないかというふうに期待しておりますがね。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

【水原委員】 ちょっとお聞きしたいのですけれど、路網ができた後、採算が合うというか、路網整備するためにはそれなりのいわゆるお金が要るわけですね。その後、それが償却されるといいますね、行政から補助等を受けて、利潤が出てくるまでは、何年ぐらいかかるのでしょうか。

【奥野委員】 私も今、路網づくりをさせていただいています。バックホウの小さな機械なのですが、2台を持ちまして、1台にショベル、それからもう1台は木をつかむ機械を持ちながら、今、やっています。ただ、先ほどお話をいただきましたように、私どものところは30%か40%の勾配ということで、2メートル以上、2メートル50以上の道をつけますと、山崩れが起こるということで、2メートル以上の余り広い道はつけられないという問題点がまずある。それで、我々の場合、5,000円とでも言いたいのですけれど、5,000円も言えないのは、そういう大きな機械を入れられない、小機械しか入れられませんので、コストはだんだん上がっていきます。7,000円でもしんどいかなという感じを持っています。ある程度間伐で道をつけるときに、私なんかは今、補助金を余りもらわずに自費でやっていますので、周りの間伐をしながらしていますので、5年なり10年間ほど、伐らんでもいいように、1回入ったら、5年なり7年ぐらいは入らないような形で間伐をしながら道をつけながらやっています。それで、平均的には、今、間伐は5年から10年の間にしてくださいよという。本来は5年ぐらいですけれども、5年から10年の間に1回はしてくださいよと、そうしないと山は真暗になりますよというお話をさせていただいて、今、山主さんには間伐を進めております。

【増田部会長】 だから、完全な市場経済の中ですべてが成立するかというのはもうどうだ無理な話で、全体としての環境財として一体どれぐらい基盤のところ、公費を投入するかみたいな話が一方のほうでないと成立しないという。

【奥野委員】 今、私は、60年生の山をやっているのですけれども赤字です。どうしても、大橋式の道をつけていますと、木組み工法していますと赤字になります。日吉町森林組合さんのような山がなだらかなところに道を押していただけだったら、2,000円か3,000円で道ができるのですけれども、私どものところやったら8,000円か10,000円ほどの

負担が路網にかかりますので、この辺の負担が大変厳しいです。大分、間伐を粗にしていますけれども、それでも合わないというのが今の現状です。

【増田部会長】 だからそういう面で、少し最初に保安林の指定が進まないという話がありましたけれど、ある部分、要するに集約化をして合意形成しながら保安林指定をもう少し拡大していくとある部分、公費投入、基盤整備に対して公費投入ができるという、そういうロジックをどうつくれるかということなのですよ、今回の仕組みの中で。しかも、その保安林の指定の枠組みの中で、どちらかというと人工林だけではなくて、できたら二次林というのですか、ここでいう、この今回の資料でいう天然林のところにもそういうことの普及をすることによって基盤整備を進めていきたいという、そんなあたりのアウトプットのイメージ、どこまでそれを具体的に説得力のあるシステム化へつながっていくかという、そのあたりですね、そこを多分答えというのですか、アウトプットの方向性というのですね。

ほか、いかがでしょうかね。

はい、吉田委員どうぞ。

【吉田委員】 きょうもございましたけど、府民協働による取り組みの現状と課題ということで、府民ボランティア、企業ボランティアの方がかなり活躍されているのですけれども、これは森林を整備する労力が足りないからということで、補完的な役割だろうと思えます。この広がりというのは今後も、もっと、企業についてはまだあるようなことをおっしゃってたのですが、府民ボランティアの場合はまだ拡大する可能性があるのでしょうか。それを、今度、この取り組みには余り書かれていないのですけれども、どうされるのかなというところでございます。

【増田部会長】 いかがでしょうか。

【塩野総括主査】 森づくり支援グループの塩野でございます。

先ほど説明させていただきましたとおり、府民ボランティアにつきましても、今、7,500名ほどの会員数ということでお話させていただきました。その数年前の調査と数字が今ないのであるけれども、比較しても会員数も団体数もふえてきているという状況もあ

りますし、大阪府でやっています山の日といったような取り組みの中でもかなり参加していただける方の人数というのはふえてきているという状況にありますので、機運としてはそういったものに取り組んでいきたいというふうなものはあるかと思えます。ただ、それは機運だけではなくて、いかにそれを実際の森づくりの活動の部分につなげていくかというところが重要になってくるかと思えますので、そのマッチングの一つの施策として我々アドプトフォレストという取り組みもしているのですが、あとはその所有者の方の理解であったり、実際に活動ができる場所と、そういうやりたいというふうな方々とどううまく結びつけていくことができるかということが一番重要になってくるのではないかと考えております。

【吉田委員】 そうしますと、このたたき台にある三つ目でしょうか、あえて言いますと。

【塩野総括主査】 そうですね、ここでいう森づくりを担う人材というのは山主といえますか、山を継ぐ林業後継者という意味合いもございまして、府民協働という観点での新たな、要するに都市部にお住まいのそういう新たな担い手という側面もあるかと考えております。

【吉田委員】 そうしますと、先ほど水原委員がおっしゃっていました、このタイトルですね、新たなというのがどうなのかなということなのですが。何か、新しい形も考えられるということでしょうか。

【塩野総括主査】 そうですね、その辺につきましても、この全体の今回の森林保全の仕組みについて新たな形とつけさせていただいているのですが、例えば、その一つのパーツとして担い手といいますか、人材の部分で我々がこれまで取り組んできている取り組み以外に、新たな手法があるかというふうなことを委員の皆様方のご意見もお伺いしながら、そういうところを見出せるのであれば、そういうことも検討していきたいという意味でこれも書かせていただいているところはございます。

【吉田委員】 あと、もう一つ。

【増田部会長】 はい。

【吉田委員】 私は前から申し上げているのですが、本当に林業労働者の、林家の方の後継ぎですね、これが非常に重要で、どうしても人材を、森林づくりをする上で確保しないといけないと言われながら、年々減少していつているわけです。それで、抜本的な対策というのは何なんだろうと、林業基本法から、森林・林業基本法に変わりましたがけれども、それでもまだ減り続けている。それで、いかにすべきかというのを本当に考えていけないと思うのです。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

【吉田委員】 これは府だけのことじゃございませんけれども。

【増田部会長】 これは林業だけではなくて、農林業全般に通ずる話ですね。

多分、新たなというような意味の一つは、この多分集約化というのが一つのキーワードなんだろうと思うのですよね。非常に細かな、細分化された大阪都市近辺の林業というか、森林の所有形態という、こういう中でいかに集約化というふうなことを展開しながら経営という視点でも集約化が要るでしょうし、何らかの意味で府民協働なり、企業参画なりという話の中にも少し集約化がないと、個別対応ではなかなか展開していけへんという、そのあたりかもしれませんね、新たなという意味はね。

はい、ありがとうございます。大体、きょう1回目ということで、今みたいな話で、少し、きょうの四つの丸で見ると大きな意味で言うと、経済林としての人工林、モデルケースも含めてですけども、人工林を対象に少し考えるという側面と、少し先ほどもう少し再区分したほうがいいん違うかという提案もいただきましたけれども、ここでいう天然林を対象に考えていく枠組みと、相当違いそうですね。一体的に扱える部分もありますし、違う部分もかなりありそうなので、そのあたりを一度、一緒くたにこれからあとの部会をやっていくかというのがいいのか、あるいは次回は例えば人工林を中心に集約化とか施業の合意形成やとか、あるいは経済システムにどう乗せるかというのを、少し人工林を中心に一度議論してみまじょうと。その次、天然林を中心にと、ひょっとしたら分けたほうがうまいかもしれないですね、一緒くたでやるよりは。多分、国の今の制度とい

うのはどちらかというところと経済林に対しての展開論ですから、天然林に対してその適用みたいなのをどうしていけるかみたいな工夫もしないといけないでしょうし、そういう方向でこの論点のところを少し再整理をいただいて、それに基づいて次回から議論を進めていくというような形でよろしいでしょうか。よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

【増田部会長】 最初は人工林からいくのですかね、河内林業みたいなことを一度中心に見ながら、あるいは急ぐのが天然林でしたら、急ぐほうからということでもいいですけど。

事務局、何か、次回に向けてというので、特にございますか、いかがですか。

【安藤森林整備補佐】 今の考え方、先生がお示しいただいた形、一旦、たたき台を整理させていただき、また改めてご相談させていただいて、人工林、天然林の区分分け等を検討してはどうかということでした。もし現地にも行けるようであれば、また一度ご案内するなり、それはまた一旦、資料を整理させていただいてから、また部会長と相談させていただきたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

【増田部会長】 はい、古川会長、いかがですか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【増田部会長】 そしたら、きょういただいていた議題というのは大体終わったかなと思いますので、どうもご協力ありがとうございました。

もう一つ議題で、その他というのは挙がっておりますけれど、何か特にございますでしょうか。

【安藤森林整備補佐】 今後のスケジュールでございますけれども、資料の3、お手元の資料3をごらんください。来年度以降までのスケジュールを掲げておりますけれども、決まっておりますのは、次回、大体、年明けの2月下旬ごろを今想定させていただいております。本日のご意見を踏まえまして、論点の部分を1回整理させていただきまして、また場を設定させていただきたいと思っております。

また、通知をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【増田部会長】 じゃ、きょうの議題すべて終わったと思ひます。

どうもありがとうございました。事務局のほうにお返しいたします。

【司会（栗波主査）】 本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

本日の部会は、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——